

令和2年第2回定例会（9月議会）

福祉環境委員会提出資料

—— 所管事項関係 ——

令和2年9月17日

健康福祉部

目 次

◎ 所管事項関係

委員会共通資料【別 冊】

- 1 第三セクターの令和2年度経営評価について
- 2 令和2年度政策等の評価の実施状況について
- 3 第3期ふるさと秋田元気創造プランの中間総括について

1 健康福祉部所管の各計画の策定等について

- ・ 令和2年度に策定する各計画の計画期間について 1
- ・ バリアフリー社会の形成に関する基本計画（第4次基本計画）
(地域・家庭福祉課) 2
- ・ 第2次秋田県子どもの貧困対策推進計画 (地域・家庭福祉課) 3
- ・ 秋田県第8期介護保険事業支援計画・第9期老人福祉計画
(長寿社会課) 4
- ・ 秋田県国民健康保険運営方針 (国保・医療指導室) 5
- ・ 第2次秋田県障害者計画・第6期秋田県障害福祉計画・
第2期秋田県障害児福祉計画 (障害福祉課) 7
- ・ 秋田県ギャンブル等依存症対策推進計画 (障害福祉課) 8
- ・ 第4期秋田県食育推進計画 (健康づくり推進課) 9
- ・ 秋田県循環器病対策推進計画 (医務薬事課) 10

令和２年度に策定する各計画の計画期間について

健康福祉部

No.	計画名	担当課室	区分	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	バリアフリー社会の形成に関する基本計画（第４次基本計画）	地域・家庭福祉課	策定										○					○		
2	第２次秋田県子どもの貧困対策推進計画	地域・家庭福祉課	策定										○					○		
3	秋田県第８期介護保険事業支援計画・第９期老人福祉計画	長寿社会課	策定										○			○				
4	秋田県国民健康保険運営方針	国保・医療指導室	策定										○			○				
5	第２次秋田県障害者計画 (第６期秋田県障害福祉計画)	障害福祉課	策定		△			△			△		○						○	
	(第２期秋田県障害児福祉計画)												○			○				
6	秋田県ギャンブル等依存症対策推進計画	障害福祉課	策定										○			○				
7	第４期秋田県食育推進計画	健康づくり推進課	策定										○					○		
8	秋田県循環器病対策推進計画	医務薬事課	策定										○			○				

凡例： は現計画の計画期間。 は今年度策定する計画の計画期間。

○＝策定、△＝改定

健康福祉部所管の各計画の策定等について

		課室名	地域・家庭福祉課
計 画 名	バリアフリー社会の形成に関する基本計画～第4次基本計画～ 計画期間：令和3年度～令和7年度（5年間） 根拠法令：秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例		
計 画 の 概 要	策 定 の 趣 旨	秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例第8条に基づく基本計画として、バリアフリー社会の形成に関し、目標、施策の方向性のほか、施策を総合的かつ計画的に推進するための重要事項を定めるものである。	
	基本理念 ・ 方 針	県民が、思いやりや助け合いの心をはぐくみ、共に生きることを確かめ合い、力を合わせて高齢者、障害者等が安全かつ快適な日常生活又は社会生活を営むことを困難にする様々な障壁を取り除かれたバリアフリー社会の形成を目指す。	
	主 要 記 載 事 項	〇こころのバリアの解消 ・ 県民のバリアフリーに関する意識の醸成 ・ 福祉に関する理解を深め、温かいこころを育てるための福祉教育の充実 ・ 障害のある人の社会参加を促進し、積極的に参加できる共生社会の構築 〇安全、安心の生活 ・ 住宅のバリアフリー化の促進 ・ 交通機関、道路、交通安全施設等の整備 ・ 建設物・道路・公園等のまちの一体的な整備の促進 ・ 使いやすい福祉用具やユニバーサルデザイン製品の研究開発と普及促進 ・ 誰にも分かりやすい情報の提供とコミュニケーション手段の確保 〇社会で支え合うしくみづくり ・ 地域の支え合いや交流の輪を広げるしくみづくり ・ 相談支援体制の整備 ・ 多様な主体の就労促進とバリアフリー推進のための人材育成 〇雪のバリアの解消 ・ 冬でも安心して歩けるまちづくり ・ 降雪期の安全な生活の環境の整備支援	
策定のポイント		「秋田県障害者への理解の促進及び差別の解消の推進に関する条例」の施行や国の制度改正、社会情勢の変化等を踏まえ、各事業の更なる推進を図るとともに、特に広報・啓発活動に力点を置いた内容で策定する。	
検 討 事 項 ・ スケジュール		令和2年10月 ・ 第1回秋田県バリアフリー社会形成審議会 12月 ・ 県議会福祉環境委員会への説明（素案） ・ パブリックコメントの実施 令和3年 2月 ・ 第2回秋田県バリアフリー社会形成審議会 ・ 県議会福祉環境委員会への説明（計画案） 3月 ・ 計画策定	

健康福祉部所管の各計画の策定等について

		課室名	地域・家庭福祉課
計 画 名		第2次秋田県子どもの貧困対策推進計画 計画期間：令和3年度～7年度（5年間） 根拠法令：子どもの貧困対策の推進に関する法律	
計 画 の 概 要	策 定 の 趣 旨	全ての子どもが現在から将来にわたって、その生まれ育った環境によって左右され ることなく、心身ともに健やかに育ち、教育や進路選択の機会均等が保障され、一人 一人が夢や希望を持つことができるよう、本県における子どもの貧困対策を総合的に 推進することを目的として策定する。	
	基本理念 ・ 方 針	手を伸ばせばすぐ届くところに、いつでも、子どもたちを見守る目と支えようとす る人の輪（和）があり、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長することができ る地域社会の実現	
	主 な 施 策 の 構 成 案	○教育の支援 ・ 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上 ・ 学校をプラットフォームとして位置づけた子どもの貧困対策の推進 ・ 大学進学等高等教育の修学支援 ・ 生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援 ○子育て家庭の生活の安定に資する支援 ・ 保護者の生活支援 ・ 住宅に関する支援 ・ 児童養護施設退所者等に関する支援 ○保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援 ・ ひとり親家庭の親への就労支援 ・ 生活困窮世帯等への就労支援 ・ 所得向上策の推進 ○経済的支援 ・ 児童手当・児童扶養手当の着実な実施 ・ 養育費の確保の推進 ・ 教育費負担の軽減 ・ 母子寡婦福祉資金等の貸付 ・ 生活保護による扶助 ○ネットワークによる網羅的支援 ・ 子ども支援団体等によるネットワークの構築 ・ 関係機関のネットワークによる子どもに対する支援の全県的展開	
	策定のポイント	国が定めた「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元年11月策定）の内容を勘案 しつつ、ひとり親家庭に対するアンケート調査の結果や支援団体等へのヒアリングな どを踏まえ、本県の実情に合わせた子どもの貧困対策の推進について定める。	
検 討 事 項 ・ スケジュール		令和2年 7月 ・ 第1回計画策定委員会 11月 ・ 第2回計画策定委員会 12月 ・ 県議会福祉環境委員会への説明（素案） ・ パブリックコメントの実施 令和3年 2月 ・ 県議会福祉環境委員会への説明（計画案） 3月 ・ 第3回計画策定委員会 ・ 計画策定	

健康福祉部所管の各計画の策定等について

		課室名	長寿社会課
計 画 名		秋田県第 8 期介護保険事業支援計画・第 9 期老人福祉計画 計画期間：令和 3 年度～ 5 年度（3 年間） 根拠法令：介護保険法、老人福祉法	
計 画 の 概 要	策 定 の 趣 旨	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう、県内市町村の介護保険事業の運営を支援するための「介護保険事業支援計画」と県の高齢者福祉施策の基本指針となる「老人福祉計画」とを一体的に策定するものである。	
	基本理念・方針	【基本理念】 急激な人口構造の変動の中にあっても、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、人との関わりを維持しながら、その有する能力に応じて、自分らしい生活を営むことができる持続可能な社会の実現を目指す。 【基本方針】 ・介護予防・重度化防止の推進 ・地域包括ケアシステムの推進 ・介護現場の革新 ・介護保険制度の安定性・持続可能性の確保	
	主な記載事項	・自分らしく生きるための取組（介護予防の推進、健康・生きがいがづくりの促進等） ・認知症の人が希望を持てる地域づくり ・高齢者の住まいの充実 ・高齢者の安全を守る取組 ・保険者機能強化の推進 ・介護人材の確保・定着・育成と業務の効率化 ・介護サービス提供基盤の整備と質の確保・向上 ・居宅サービス、施設・居住系サービス、地域密着型サービスの供給見込量 ・介護給付の適正化に向けた取組の推進	
策定のポイント		今後、全国的にも「高齢者の急増」から「現役世代の急減」に局面が変化していく中において、本県は全国で最も生産年齢人口の減少幅が大きくなると予想されており、2040年を見据えた中長期的な人口構造の変化を踏まえて計画を策定する。 また、これまでは別に策定していた介護給付適正化計画を本計画に組み込んで一体的に策定する。 なお、計画の策定にあたり、医療計画等、他計画との整合性を図る。	
検 討 事 項 ・ スケジュール		令和 2 年 9 月 ・第 1 回高齢者対策協議会への説明・協議 10 月～ ・市町村ヒアリング実施・厚生労働省ヒアリング 11 月 ・第 2 回高齢者対策協議会への説明・協議 12 月 ・県議会福祉環境委員会への説明（素案） 令和 3 年 1 月 ・パブリックコメントの実施 ・第 3 回高齢者対策協議会への説明・協議 2 月 ・県議会福祉環境委員会への説明（計画案） 3 月 ・計画策定	

健康福祉部所管の各計画の策定等について

		課室名	国保・医療指導室
計 画 名	秋田県国民健康保険運営方針 計画期間：令和３年度～５年度（３年間） 根拠法令：国民健康保険法		
	策定の趣旨	本県の国民健康保険の安定的な財政運営及び市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図ることを目的とする。	
	基本理念・方針	新たな国民健康保険制度においては、財政の安定化や事業の効率化及び広域化を推進するため、県と市町村が一体となり、互いに共通認識のもとで事業を運営することが求められていることから、本方針を今後の本県の国保事業運営に関する統一的な指針として位置づける。	
	計画の概要	○国保の医療に要する費用及び財政の見通し ・医療費の見通し ・国保財政の現状と課題 ・財政安定化に向けた取組 ○保険税の標準的な算定方法に関する事項 ・保険税算定方式の現状 ・標準保険税率等の算定 ・保険料(税)水準の統一 ○保険税の徴収の適正な実施に関する事項 ・収納率向上に向けた取組 ・収納率目標 ○保険給付の適正な実施に関する事項 ・保険給付の適正化に向けた取組 ○医療に要する費用の適正化の取組に関する事項 ・医療費の適正化に向けた取組 ○国保事業運営の広域化及び効率化に関する事項 ・事業運営の効率化に向けた取組	
策定のポイント		「都道府県国民健康保険運営方針策定要領」の考え方や留意点を踏まえて策定する。	
検討事項・スケジュール		令和２年6～8月 ・国保市町村連絡会議ワーキンググループ会議 ・国保市町村連絡会議 9月 ・国保運営協議会 ・県議会福祉環境委員会への説明（素案） ・パブリックコメントの実施 ・法に基づく市町村意見照会 11月 ・国保市町村連絡会議 ・国保運営協議会 12月 ・県議会福祉環境委員会への説明（方針案） ・運営方針策定	

秋田県国民健康保険運営方針〔概要版〕（素案）

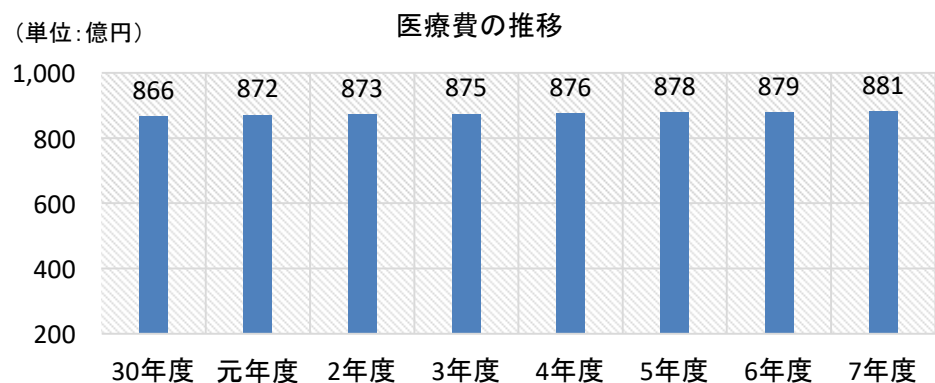
■ 基本的事項

策定の目的	この方針は、国民健康保険の安定的な財政運営及び市町村の国保事業の広域化及び効率的な運営の推進を図ることを目的とします。
策定の根拠	この方針は、国民健康保険法第82条の2に基づき、県が定めます。
対象期間	この方針は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

1 国保の医療に要する費用及び財政の見通し

医療費の見通し

被保険者数及び医療費の動向を踏まえた推計によれば、今後の医療費は、ほぼ横ばいで推移すると見込まれます。



国保財政の現状と課題

平成30年度の県国保特別会計の決算状況は、約21億円の黒字となっています。また、県内市町村国保の決算状況は、県全体としては黒字を計上しており、単年度収支での黒字計上が21市町村、赤字計上が4市町村となっています。

国保財政は、国の公費支援拡充や新制度移行により改善されています。しかし、国保が抱える構造的な問題のほか、医療の高度化や高齢化などに伴い1人当たりの医療費は増加していることから、収納率向上対策、医療費適正化への取組をこれまで以上に推進していく必要があります。

財政安定化に向けた取組

「決算補填等を目的とした法定外繰入」や「前年度繰上充用」が行われた市町村は赤字解消計画を策定し、計画的な取組により赤字解消を目指します。また、秋田県国民健康保険財政安定化基金の運用により、県及び市町村への貸付・交付を行うことで、給付の増や保険料収納不足による財源不足に備えています。

2 保険料の標準的な算定方法に関する事項

保険料算定方式の現状

平成30年度は、3方式の採用が17市町村と最も多く、次いで4方式が7市町村、2方式が1市となっています。

標準保険税率等の算定

【県】は、県全体の医療費等の推計により、市町村ごとの国保事業費納付金を決定し、併せて、市町村の標準的な保険税率や収納率を定めます。【市町村】は、上記を参考に、独自に保険税率を設定し、被保険者に賦課し徴収するとともに、県に対し国保事業費納付金を納めます。

市町村標準保険税率

〔医療費水準による調整〕
市町村ごとの、提供される医療サービス水準の違いや年齢構成の差異を全て反映させることとして調整します。
〔所得水準による調整〕
各市町村の所得水準の差異により生じる、保険料収納総額の違いを被保険者の負担能力に応じて調整します。

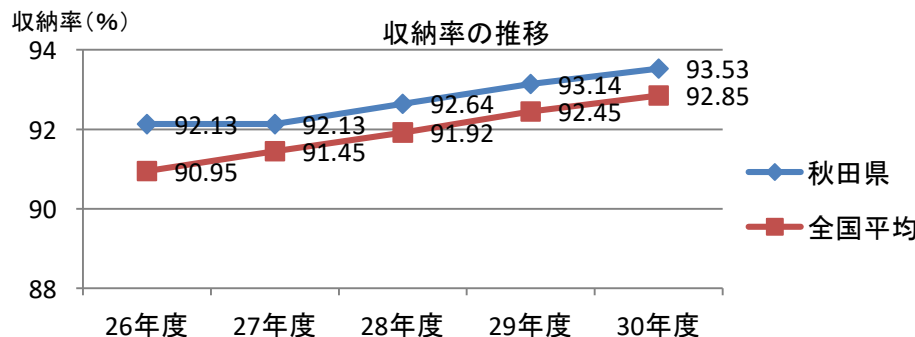
激変緩和措置

国保事業費納付金制度の導入や算定方法の変更等により、被保険者の保険料負担が上昇することが見込まれる場合に、その影響を段階的に緩和するための激変緩和措置を講じます。

保険料（税）水準の統一

被保険者間の受益と負担の公平化を図るため、目標年度等を定めて保険料（税）水準の統一をめざします。

3 保険料の徴収の適正な実施に関する事項



収納率向上に向けた取組

国保財政の安定化、被保険者負担の公平性の観点から、市町村の収納率向上を図るため、収納率目標を定めます。

収納率目標

被保険者1万人未満の保険者	95％以上
被保険者1万人以上5万人未満の保険者	95％以上
被保険者5万人以上10万人未満の保険者	90％以上

4 保険給付の適正な実施に関する事項

保険給付の適正化に向けた取組

【県】は、広域的な観点による保険医療機関等のレセプト点検や、返還金債権等に対する一括した対応の実施により市町村を支援します。【市町村】は、療養費の適正支給への対応やレセプト点検の強化に加え、第三者求償事務の推進に努めます。

5 医療に要する費用の適正化の取組に関する事項

医療費の適正化に向けた取組

【県】は、広域的な観点から特定健康診査の情報等の分析を行い、市町村への情報提供と必要に応じた助言・指導により取組を支援します。【市町村】は、医療費通知や後発医薬品差額通知の送付に加え、重複・頻回受診者への訪問指導により、被保険者の意識啓発に取り組みます。

6 国保事業運営の広域化及び効率化に関する事項

事業運営の効率化に向けた取組

収納対策や保健事業等に加え、その他市町村が行っている事業のうち、より広域的に実施することで被保険者の利便性や事務の効率化が見込まれるものについて、県と市町村の協議により標準化を推進します。

7 保健医療・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項

関連施策との連携の取組

「秋田県医療保健福祉計画」、「秋田県地域医療構想」、「秋田県医療費適正化計画」、「秋田県介護保険事業支援計画・老人福祉計画」の、それぞれの計画趣旨を踏まえ、生活習慣病予防対策、地域包括ケア構築及び高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に向けた取組を重点的に推進します。

8 市町村相互間の連絡調整その他必要と認める事項に関する事項

秋田県国民健康保険事業等市町村連絡会議

県は、国保財政の安定的運営に加え、事業運営全般について市町村の取組を支援するため、医療費の動向、保健事業の実施状況、保険料収納状況などについて、市町村と情報交換を行い適正な運営管理に努めます。

県版保険者努力支援制度

県は、「県版保険者努力支援制度」により、本県が抱える様々な課題への積極的な対策を講じている市町村に対して、交付金を交付することで市町村の取組を支援します。

健康福祉部所管の各計画の策定等について

		課室名	障害福祉課
計 画 名		第2次秋田県障害者計画・第6期秋田県障害福祉計画・第2期秋田県障害児福祉計画 計画期間：障害者計画 令和3年度～8年度（6年間） 障害福祉計画・障害児福祉計画 令和3年度～5年度（3年間） 根拠法令：障害者基本法、障害者総合支援法・児童福祉法	
計 画 の 概 要	策 定 の 趣 旨	共生社会の実現に向けた基本計画である「秋田県障害者計画」と、障害福祉施策に関する基本的事項を定める「秋田県障害福祉計画・秋田県障害児福祉計画」とを一体的に策定するものである。	
	基本理念 ・方針	【基本理念】 ・全ての県民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現 【基本方針】 ・国の第4次障害者基本計画をベースとして、基本目標（4項目）と重点課題（10項目）を設け、各種取組の実施により共生社会の実現や障害福祉サービス等の充実を図る。	
	主な記載 事 項	第2次秋田県障害者計画（基本目標、重点課題、主な取組） ○誰もが共生する社会 ・障害への理解促進（県民への普及啓発、幼少期の教育、ヘルプマーク等） ・差別のない社会のために（差別の解消のための各種事業を推進） ・権利擁護の推進等（障害者虐待の防止等） ○安全・安心な生活環境 ・バリアフリー社会づくり（施設整備、道路・交通安全施設、心のバリアフリー等） ・情報アクセシビリティの向上、意思疎通支援の充実（手話言語・点字等の普及、意思疎通支援人材の育成等） ・防災・防犯対策等（災害時の避難、福祉避難所、警察による広報活動等） ○障害福祉サービスと保健・医療 ・障害福祉サービスの充実（相談体制、障害福祉サービス、医療ケア児支援等） ・保健・医療の推進（精神保健医療、保健医療の充実、難病者への支援等） ○社会参加と自立 ・雇用・就労・経済的自立の支援（雇用促進、就労定着支援、働きがい支援等） ・文化芸術及びスポーツ活動等（芸術・文化活動、障害者スポーツ等） 第6期秋田県障害福祉計画、第2期秋田県障害児福祉計画（成果目標） ・施設入所者の地域移行 ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ・地域生活支援拠点等の整備 ・一般就労への移行 ・障害児支援の提供体制の整備 等	
策定のポイント		障害者権利条約の批准や国の基本指針の改正に伴い、基本理念や基本目標等を変更するとともに、障害者計画の計画期間を10年間から6年間に変更する。	
検 討 事 項 ・ スケジュール		令和2年 6月 ・第1回秋田県障害者施策推進審議会 7月 ・第1回障害福祉関係団体との意見交換会 10月 ・第2回秋田県障害者施策推進審議会 11月 ・第1回秋田県障がい者総合支援協議会 ・第2回障害福祉関係団体との意見交換会 12月 ・県議会福祉環境委員会への説明（素案） ・パブリックコメントの実施 令和3年 1月 ・第2回秋田県障がい者総合支援協議会 2月 ・第3回秋田県障害者施策推進審議会 ・県議会福祉環境委員会への説明（計画案） 3月 ・計画策定	

健康福祉部所管の各計画の策定等について

		課室名	障害福祉課
計 画 名		秋田県ギャンブル等依存症対策推進計画 計画期間：令和３年度～５年度（３年間） 根拠法令：ギャンブル等依存症対策基本法（第１３条）	
計 画 の 概 要	策 定 の 趣 旨	ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図る。	
	基本理念 ・ 方 針	- ギャンブル等依存症の相談、治療、回復支援の各段階に応じた対策を適切に講ずるとともに、本人及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援する。 - ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、関係機関等との連携を図る。	
	主な記載 事 項	○ギャンブル等依存症対策の基本的考え方 - 計画の基本的事項 - 対策の現状 ○取り組むべき具体的取組 - 関係団体の取組（競馬、競輪、オートレース、競艇、遊技） - 相談・治療・回復支援 - 予防教育・普及啓発 - 対策の基盤整備	
策定のポイント		国の「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画策定時の留意事項」及び本県の実情を踏まえて策定する。	
検 討 事 項 ・ スケジュール		令和２年 ８月 ・第１回秋田県ギャンブル等依存症対策推進計画策定委員会 １０月 ・第２回秋田県ギャンブル等依存症対策推進計画策定委員会 １２月 ・県議会福祉環境委員会への説明（素案） ・パブリックコメントの実施 令和３年 １月 ・第３回秋田県ギャンブル等依存症対策推進計画策定委員会 ２月 ・県議会福祉環境委員会への説明（計画案） ３月 ・計画策定	

健康福祉部所管の各計画の策定等について

		課室名	健康づくり推進課
計 画 名		第４期秋田県食育推進計画 計画期間：令和３年度～７年度（５年間） 根拠法令：食育基本法	
計 画 の 概 要	策 定 の 趣 旨	食育基本法に基づき、第３期秋田県食育推進計画（Ｈ２８～Ｒ２）における現状と課題を踏まえて、秋田県における食育を推進するため、本計画を策定する。	
	基本理念 ・ 方 針	秋田の自然や風土に調和した健全で豊かな食生活の実現を目的として、県民一人ひとりが自らの食について考える習慣を身につけ、食に関する知識や食べ物を選択する能力を習得し、豊かな秋田の自然や食に感謝しながら、健全な食生活を実践するための力をはぐくむ。	
	主 な 施 策 の 構 成 案	○食育推進のための基本方針・取組 ①生涯を通じた食育の推進 ・ 共食の推進 ・ 朝食の摂取 ・ 農業体験活動の推進 ②食を通じた健康づくりの推進 ・ 栄養・食生活の改善 ・ 職場における食育の推進 ③食品の安全・安心と環境に関する理解の促進 ・ 食品表示・食品の安全性への理解の促進 ・ 食品ロス削減に向けた取組の拡大 ④地域の特性・農産物等を活かした食育の推進 ・ 地産地消の推進 ・ 生産者と消費者との交流 ○食育の推進に向けた役割・連携体制 ・ 家庭（共食、朝食の習慣化等） ・ 保育・教育関係者（給食を通じた食育、望ましい食習慣の定着等） ・ 農林漁業・食品事業者（体験活動の実施、安全な食品の提供等） ・ 食育ボランティア等（調理体験、バランスのとれた食生活の普及啓発等） ・ 行政（計画の進捗状況の管理、関係団体の支援等）	
策定のポイント		国の「第４次食育推進基本計画」（Ｒ３～７）の考え方や留意点を踏まえて策定する。	
検 討 事 項 ・ ス ケ ジ ュ ー ル		令和２年 ３月 ・ 令和元年度「食の国あきた」推進会議 11月 ・ 令和２年度第１回「食の国あきた」推進会議 12月 ・ 県議会福祉環境委員会への説明（素案） ・ パブリックコメントの実施 令和３年 ２月 ・ 令和２年度第２回「食の国あきた」推進会議 ・ 県議会福祉環境委員会への説明（計画案） ３月 ・ 計画策定	

健康福祉部所管の各計画の策定等について

		課室名	医務薬事課
計 画 名		秋田県循環器病対策推進計画 計画期間：令和３年度～５年度（３年間） 根拠法令：健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法	
計 画 の 概 要	策 定 の 趣 旨	令和元年１２月、健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法の施行により、各都道府県は、国が策定する基本計画を基に、地域の実情に応じた循環器病対策の推進に関する計画を策定する必要がある。	
	基本理念 ・ 方 針	脳卒中、心臓病その他の循環器病（以下「循環器病」という。）が、死亡原因や要介護状態となる原因の主要なものとなっていることに鑑み、①「循環器病の予防や正しい知識の普及啓発」、②「保健、医療及び福祉に係るサービス提供体制の充実」、③「循環器病の研究推進」の３つの達成を通じて、「健康寿命の延伸」を図るとともに、「循環器病の年齢調整死亡率の減少」を目指す。	
	主な記載 事 項	○循環器病の予防や正しい知識の普及啓発 ○保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実 ・ 循環器病を予防する健診の普及や取組の推進 ・ 救急搬送体制の構築 ・ 救急医療の確保をはじめとした循環器病に係る医療提供体制の構築 ・ 社会連携に基づく循環器病対策・患者支援 ・ リハビリテーション等の取組 ・ 循環器病に関する適切な情報提供・相談支援 ・ 循環器病の後遺症を有する人に対する支援 など ○循環器病の研究推進	
策定のポイント		循環器病に対する様々な施策が個別に実施され、体系的に整理されていないことなどの課題を踏まえ、基本方針に掲げる３つの施策を総合的かつ一体的に推進する。 なお、計画の策定にあたり、医療計画等、他計画との整合性を図る。	
検 討 事 項 ・ スケジュール		※国の基本計画策定後 令和２年10月～・第１回秋田県循環器病対策推進協議会 11月　・ 循環器予防、脳卒中、心疾患の各専門部会 12月　・ 県議会福祉環境委員会へ説明（素案） 令和３年 1月　・ パブリックコメントの実施 2月　・ 循環器予防、脳卒中、心疾患の各専門部会 ・ 県議会福祉環境委員会へ説明（計画案） 3月　・ 第2回秋田県循環器病対策推進協議会 ・ 計画策定	